

1. 議事日程第1号

(平成19年第4回大口町議会定例会)

平成19年6月4日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第40号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例
に関

する条例の制定についてから、議案第50号 平成19年度大口町老人保健特別会計補
正予算(第1号)について(提案説明)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	木野春徳
11番	齊木一三	12番	倉知敏美
13番	酒井久和	14番	吉田正輝
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎭	副町長	社本 一裕
		政策調整室長	
教育長	井上 辰廣	兼総務部長	森 進
健康福祉部長	水野 正利	環境建設部長	近藤 則義

会 計 室

会計管理者 前 田 守 文

教育部長 鈴 木 宗 幸

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局

議会事務局長 近 藤 登

次 長 佐 藤 幹 広

開会及び開議の宣告

議長（宇野昌康君） ただいまから平成19年第4回大口町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（宇野昌康君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番 丹羽勉君、8番 土田進君を指名いたします。

会期の決定について

議長（宇野昌康君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より6月19日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月19日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付いたしました会期日程のとおりであります。

諸般の報告

議長（宇野昌康君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の4月分についての報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、愛知県労働組合総連合議長 羽根克明氏、愛知県公務・公共業務労働組合共闘会議議長 伊藤慎次氏、日本自治体労働組合総連合愛知県本部執行委員長代行 梅野敏基氏の連名で、住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情書が提出されましたので、記の1及び4は総務文教常任委員会に、記の2及び3は環境建設常任委員会に送付し、その写しをお手元に配付いたしました。

続いて、食とみどり、水を守る愛知県労農市民会議議長 福安金之助氏から、日豪EPA / FTA交渉に対する陳情書が、全国トンネルじん肺根絶愛知原告団団長 窪田国蔵氏から陳情

書、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についてが提出されましたので、環境建設常任委員会に送付し、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本定例会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第 121条の規定により出席を求めていますので報告をいたします。

次に、お手元に配付いたしました報告第 1号 平成18年度大口町繰越明許費繰越計算書について、総務部長より説明を願います。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 皆さん、おはようございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、平成18年度に繰越明許費として議決をいただきました3件について報告をさせていただきます。

お手元に配付をされております資料の朗読をもって説明とさせていただきます。

報告第 1号 平成18年度大口町繰越明許費繰越計算書について、1ページをお開きください。

平成19年3月議会において、一般会計で2件、特別会計で1件、繰越明許費の議決をいただきました。

一般会計では、一つ目は、款6.農業費、項1.農業費、事業名、大口町土地改良区補助事業、翌年度繰越額 727万 8,000円。二つ目は、款6.農業費、項1.農業費、事業名、国土調査事業、翌年度繰越額 661万 5,000円。ともに、竹田（下島）地区における測量及び地籍調査に係る経費であります。

介護保険特別会計では、款1.総務費、項1.総務管理費、事業名、介護保険システム改修事業、翌年度繰越額 322万 7,000円であります。以上、地方自治法施行令第 146条第 2項の規定に基づき報告をさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 御苦労さんでした。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第40号から議案第50号までについて（提案説明）

議長（宇野昌康君） 日程第 4、議案第40号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についてから、議案第50号 平成19年度大口町老人保健特別会計補正予算（第 1号）までを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鎭君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由を説明させていただきます。

議案第40号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する

条例の制定について。大口町特別職の職員で常勤のものの給与を現任者の任期中減額をすることに伴い、制定するものであります。

議案第41号 大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例に関する条例の制定についてであります。大口町教育長の給与を現任者任期中減額をすることに伴い、制定するものであります。

議案第42号 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、改正するものであります。

議案第43号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、改正するものであります。

議案第44号 大口町税条例の一部改正について及び議案第45号 大口町都市計画税条例の一部改正についてであります。ともに、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、改正するものであります。

議案第46号 大口町福祉手当支給条例の一部改正についてであります。介護保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、改正するものであります。

次に、議案第47号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ1,880万8,000円を増額し、総額101億2,880万8,000円とするものであります。

議案第48号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ25万2,000円を増額し、総額7億7,298万9,000円とするものであります。

議案第49号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ1,197万円を減額し、総額19億288万円とするものであります。

議案第50号 平成19年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ1,562万円を増額し、総額13億6,562万円とするものであります。

以上、11議案について、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宇野昌康君） ありがとうございます。

議案第40号から議案第45号までについて、総務部長、説明を願います。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） それでは、議長さんの指名をいただきましたので、議案第40号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についてから、議案第45号 大口町都市計画税条例の一部改正についてまで、順次そ

の内容の説明をさせていただきます。

まず、議案第40号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例。現行、町長及び副町長の給料月額については、大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例で規定されており、町長は月額91万 9,000円を、去る4月22日に執行されました大口町長選挙において示されたマニフェストにより30%カットする公約の履行で、64万 3,300円に減額するものです。また、副町長についても本人からの強い申し出により、73万 1,000円を51万 1,700円に減額をするものであります。

附則、第1項、この条例は、平成19年7月1日から施行する。

第2項、この条例は、平成23年4月26日限り、その効力を失う。

以上で、議案第40号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

次に、議案第41号 大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例に関する条例の制定について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例に関する条例。教育長の給料については、大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例に規定されており、現行の68万 9,000円を48万 2,300円に、本人の意向によって減額をするものであります。

附則、第1項、この条例は、平成19年7月1日から施行する。

第2項、この条例は、平成20年9月30日限り、その効力を失う。

以上で、議案第41号 大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

次に、議案第42号 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の一部を次のように改める。

改正内容につきましては、3ページ、新旧対照表により説明させていただきます。

3 ページをお願いします。

現行の同条例では、選挙に係る選挙長、投票管理者等の報酬の額については、それを定めている「国会議員の選挙の執行経費の基準に関する法律に定める額」と規定されていましたが、この法律が平成19年法律第11号で改正され、平成19年3月31日に公布されましたので、改正を行うもので、選挙長、開票管理者は「1万700円」が「1万600円」に、投票管理者は「1万2,700円」を「1万2,600円」に改正するもので、すべての区分において100円ずつ引き下げられるものであります。

2 ページへお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第42号 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第43号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。大口町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大口町条例第16号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の3人目以降の扶養親族に係る加算額を2人目までの扶養親族に係る加算額と同額の200円とするものであります。

附則、第1項、この条例は公布の日から施行し、改正後の大口町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

第2項、新条例第5条第3項の規定は、平成19年4月1日以降に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成19年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

以上で、議案第43号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

なお、2 ページには、新旧対照表を添付しましたので、参照いただきたいと思います。

次に、議案第44号 大口町税条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

大口町税条例の一部を改正する条例。大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

今回の改正の主なものについては、12ページ、改正要旨にて説明をさせていただきます。

12ページをお願いします。

今回の改正は、平成19年3月30日に公布をされました地方税法の一部を改正する法律に基づき改正を行うもので、改正の目的は、一つに、上場株式等の譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限の延長。二つに、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置等で、町税条例の整備を図るものであります。

次に、改正の概要については、住民税関係では、上場株式等の譲渡所得等に対する税率の軽減税率（所得税7%・住民税は町民税1.8%・県民税1.2%）の特例の適用期限を1年延長し、平成20年度までを、平成21年度までと改正をするものです。

また、固定資産税関係では、固定資産税におけるバリアフリー改修促進税制の創設であります。バリアフリー改修工事がされた住宅の固定資産税の税額を、改修工事が完了した年の翌年度分に限り3分の1に減額をするものですが、その前提要件として、以下の4項目すべてが必要となってまいります。

一つは、平成19年1月1日に存在する住宅であること。

13ページをお願いします。

二つは、その居住者が65歳以上、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている者、または障害者であること。

三つは、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事が完了すること。なお、この一定のバリアフリー改修工事の内容については、下段にあります。廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取りかえ工事、床表面の滑りどめ化であります。

四つには、工事費用の合計額が30万円以上のものとなっております。

最後に、たばこ税については、条例附則で定める特例税率3,064円を廃止しまして、当該税率を本則課税の3,298円とするものであります。

3ページへお戻りください。

附則、（施行期日）第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号 附則第17条の2第3項の改正規定は、平成20年4月1日から。

第2号 第25条及び第30条第2項の改正規定は、信託法（平成18年法律第108号）の施行の

日から。

第3号 附則第19条の2第1項の改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日から。

（町民税に関する経過措置）第2条 新条例附則第20条の5第1項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払う、または控除される同項に規定する保険料について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

以上で、議案第44号 大口町税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

なお、4ページから11ページにかけて、新旧対照表を添付しましたので、御参照をいただきたいと思います。

次に、議案第45号 大口町都市計画税条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例。今回の改正は、議案第44号 大口町税条例の一部改正と同様に地方税法の一部改正によるものであり、第1条の改正は、固定資産税の課税標準等の特例を都市計画税に準用している規定の一部が削除されたことに伴い、項の整理等を行うものであります。

また、第2条の改正は、平成19年10月1日から独立行政法人郵便貯金、簡易生命保険管理機構が所有する固定資産税の課税標準の特例が施行されることに伴う、項及び字句の整理を行うものです。

附則、この条例中第1条の規定は公布の日から施行し、同条による改正後の大口町都市計画税条例の規定は、平成19年4月1日から適用し、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

以上で、議案第45号 大口町都市計画税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

なお、2ページ、3ページには、新旧対照表を添付いたしましたので、参照をいただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 御苦労さんでした。

続いて、議案第46号について、健康福祉部長、説明を願います。

健康福祉部長（水野正利君） おはようございます。

それでは、議案第46号 大口町福祉手当支給条例の一部改正について、その内容を説明させ

ていただきます。

1 ページをお開きください。

大口町福祉手当支給条例の一部を改正する条例。大口町福祉手当支給条例（平成12年大口町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、2 ページの新旧対照表により、説明させていただきます。

2 ページをお願いします。

今回の大口町福祉手当支給条例の一部改正につきましては、条例第3条に大口町福祉手当を支給しない方についての規定がされておりますが、第3条第2号においては、一定の施設に入所、もしくは収容されている場合等の具体的列記がされており、その規定の中で介護保険法第7条第19項に規定されておりました介護保険施設としての指定介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設についての定員規定が、介護保険法の一部改正により、介護保険法第8条第22項に規定されたことにより、介護保険法の引用条項の改正を行うものであります。

1 ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第46号 大口町福祉手当支給条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて、議案第47号について、総務部長、説明をお願いします。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） それでは、議案第47号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第1号）について、その内容の説明をさせていただきます。

事項別明細書6ページ、7ページをお願いします。

歳入、款13. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目1. 民生費国庫補助金、補正額として250万円の増額をお願いするものです。その内容は、2008年度より始まる後期高齢者医療制度の創設に伴う電算システムの開発等準備事業補助金として、国民健康保険特別会計で計上しました国庫補助金を一般会計に組みかえ、当初予算の392万5,000円と合わせ642万5,000円とするものであります。

目3. 土木費国庫補助金、補正額として180万円の増額をお願いするものです。その内容は、住宅・建築物耐震改修等事業補助金を北小学校の校舎についても今回の補正で耐震調査を実施するため、当初の693万6,000円に追加をするものであります。

款14. 県支出金、項2. 県補助金、目3. 衛生費県補助金、補正額として10万円の増額をお願いするものです。その内容は、当初予算で20万円新規計上しました住宅用太陽光発電システム設置費補助金を10万円追加し、30万円とするものであります。

目7.教育費県補助金、補正額として 287万 7,000円を計上するものであります。その内容は、19年度愛知県放課後子ども教室推進事業補助金の内示を受けましたので計上をするもので、補助率は3分の2であります。

項3.委託金、目5.教育費委託金、補正額として 108万 2,000円を計上するものです。その内容は、19年度予算で愛知県が取り組んでおります「新しい時代をひらく人づくり」等に係る委託金を小学校及び中学校で実施することに伴う計上であります。

まず、小学校関係では、学習チューター派遣事業を西小学校と南小学校で、豊かな体験活動推進事業を南小学校で、学校教育研究委嘱校として西小学校が指定を受けました。

また、中学校関係では、大中と北部中学校の両校で、あいち・出会いと体験の道場事業を行うとともに、大中では、子ども食育発信校委嘱校として指定を受けました。

款17.繰入金、項2.特別会計繰入金、目1.老人保健特別会計繰入金、補正額として 1,044万 9,000円を新たに計上いたしました。その内容は、18年度老人保健特別会計で不足をしました国庫負担金、審査支払手数料等の精算に伴い返還されるものであります。

8ページ、9ページをお願いします。

歳出、款2.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額として 729万 8,000円の減額をお願いするものです。その内容は、議案第40号で提案させていただいています大口町特別職の職員で常勤の町長及び副町長の給料の減額に伴い、平成19年7月1日からの施行で、平成19年度分として、町長分として、給料、職員手当等及び共済費で 415万 6,000円の減額、副町長分として、同じく 314万 2,000円の減額となります。今回の減額となります財源につきましては、9月議会において、改めてその用途について補正予算を提案させていただきますが、当面款14.予備費で留保をさせていただきたいと思っております。

目3.職員管理費、補正額として 252万円の減額をお願いするものです。その内容は、当初予算で計上をしました職員互助会への助成金について、過日職員互助会運営審議会において、18年度決算及び19年度予算が決定をしましたので、町からの助成金 252万円の全額を減額するものであります。

目9.電子計算管理費、補正額として 681万 6,000円の増額をお願いするものです。その内容は、後期高齢者の医療制度の創設に伴い、国民健康保険の電算システムの開発を行うことによる委託料及びリース料であります。このことに関連をしまして、国民健康保険特別会計で当初予算に計上をしましたシステム改修委託料の減額についても提案をさせていただいております。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費、補正額として 229万 7,000円の減額をお願いするものです。その内容は、補助金として社会福祉協議会への補助金の追加。これは、町からの派遣職員 1名分の人件費及び社協職員 2名分の昇級に伴う人件費で、社協への補助金

は、補正後で 3,539万 1,000円となります。

また、繰出金として、10ページ、11ページをお願いします。

国民健康保険特別会計繰出金を 947万円減額し、1億 6,850万 1,000円とするものです。この減額は、款2.項1.目9.電子計算管理費の補正とも関連をしますが、国民健康保険に係るシステム開発委託料の補正によるものであります。

目2.老人福祉費、補正の内容は、介護者慰労を当初予算では25万 2,000円、報償費で計上しましたが、この支出そのものを介護保険特別会計の地域支援事業費の任意事業費として執行することに伴い、介護保険特別会計繰出金に組みかえるもので、これに関連をしまして、介護保険特別会計の補正予算についても、あわせて提案をさせていただいております。

目3.障害者福祉費、補正額として9万 9,000円の増額をお願いするものです。その内容は、障害者自立支援事業のうち精神障害者相談事業を広域での取り組みによる負担金での支出から、直接事業者へ委託することにより同額を委託料に組みかえることと、地域生活支援事業の扶助費として、新たに更生訓練に係る給付費9万 9,000円を計上するものであります。

項2.児童福祉費、目4.保育園費、補正額として10万円の増額をお願いするものです。その内容は、園外散歩用の乳母車を1台購入し、南保育園に追加配置をするものであります。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目4.環境衛生費、補正額として220万円の増額をお願いするものです。その内容は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金を当初予算で440万円計上し、10件強に交付決定を行いました。さらに5件分として220万円を追加するもので、19年度においては、今回の補正までと考えております。

12ページ、13ページをお願いします。

項2.清掃費、目2.循環型社会形成費、補正額として180万円の増額をお願いするものです。その内容は、平成18年12月より供用開始しております大口町御供所一丁目地内の剪定枝保管場所の外周を囲う工事費であります。

款8.土木費、項4.都市計画費、目9.都市計画事業基金費、補正額として22万 8,000円を計上するものです。その内容は、都市計画事業基金に積み立てを行っております都市計画税の滞納繰り越し分を基金に積み立てるため計上をするもので、基金残高は1億 376万 6,000円となります。

項5.住宅費、目1.住宅管理費、補正額として100万円の増額をお願いするものです。その内容は、町営住宅入居者の中に長期間居住実態のない入居者があり、その入居者より住宅明け渡しを行うための委託料等であり、小口住宅及び植松住宅にそれぞれ1名ずつ該当者がございます。

款10.教育費、項1.教育総務費、目2.事務局費、補正額として291万 3,000円の減額をお願

いするものです。その内容は、議案第41号で提案しております教育長の給料月額を減額することによる教育長の人件費の減額であります。期間は、町長及び副町長と同様、平成19年7月1日から、19年度分として291万3,000円となります。この減額分の財源につきましても、町長及び副町長と同様な考えで対応してまいりたいと考えております。

14ページ、15ページをお願いします。

項2.小学校費、目1.学校管理費、補正額として630万円の増額をお願いするものです。その内容は、施設整備事業として、北小学校校舎の耐震調査委託料542万9,000円の計上。なお、当初予算では、南小学校の校舎耐震委託料が計上してございます。また、歳入の県委託金の補正でも触れました南小学校、西小学校の学習チューター派遣事業として23万2,000円、新たに計上。南小学校の豊かな体験活動推進事業として54万9,000円、さらに、西小の学校教育研究委嘱校としての指定に伴う経費として9万円計上させていただきました。

16ページ、17ページをお願いします。

項3.中学校費、目1.学校管理費、補正額として40万円の増額をお願いするものです。その内容は、大中及び北部中学校でのあいち・出会いと体験の道場推進事業として31万円を新たに計上し、大口中学校の子ども食育推進事業のモデル校指定に伴う経費として9万円を計上いたしました。

目3.学校建設費、補正額として348万円の増額をお願いするものです。その内容は、現在整備が進んでおります統合中学校の第2工区の区域内に2名の個人名義の土地が存在し、関係者との協議にめどがつかしましたので、今回補正をお願いし、買収をするものであります。土地の所在は、大口町丸一丁目289番、360平米であります。

18ページ、19ページをお願いします

項4.社会教育費、目1.社会教育総務費、補正額として431万7,000円の増額をお願いするものです。その内容は、歳入、県補助金でも少し触れましたが、19年度において、文部科学省の地域子ども教室推進事業と厚生労働省の児童健全育成事業が統合をされ、放課後子どもプランとなり、放課後子ども教室推進事業を実施することに伴う計上であります。この委託料は、ウイル大口スポーツクラブが実施をしております多種目スポーツ及び生き生き土曜学級を対象事業とすることと、「子どもと文化の森」が、平成17、18年度に文部科学省から直接補助で実施をしていました「もりもりキッズ」が、今後各地区の学共において取り組まれていく事業のモデルケースとなるよう、今回継続できるよう委託をするものであります。

款14. 項1.目1.予備費、補正額として709万6,000円の追加をお願いするものです。今回の一般会計の補正は、歳入で1,880万8,000円の増額、歳出では1,171万2,000円の増額となり、その差額709万6,000円を予備費に追加をするものであります。なお、20ページには、特別職

に係る給与費明細書を、21ページには、一般職に係る給与費明細書を添付してありますので、参照をいただきたいと思います。

以上で、議案第47号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて、議案第48号から議案第50号までについて、健康福祉部長、説明をお願いします。

健康福祉部長（水野正利君） それでは初めに、議案第48号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、事項別明細書により説明させていただきますが、今回の補正は、一般会計から介護保険特別会計に予算の組みかえを行うものでございます。

それでは、歳入から御説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目2.地域支援事業繰入金、補正額としましては25万2,000円の増額で、内容につきましては、歳出との関連がございますが、地域支援事業としての包括的支援事業、あるいは任意事業実施に係る財源として、一般会計からの繰入金の追加であります。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお願いします。

款3.地域支援事業費、項3.目1.任意事業費、補正額としましては25万2,000円の増額で、内容につきましては、当初予算において、一般高齢者施策としまして、一般会計に介護者慰労報償金を25万2,000円計上いたしておりましたが、介護保険の地域支援事業の対象となることから、一般会計計上分を減額し、介護保険特別会計に組みかえをするものであります。

以上で、議案第48号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第49号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、事項別明細書により、歳入から説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いします。

款3.国庫支出金、項2.国庫補助金、目2.システム改修費補助金、補正額としましては250万円の減額であります。

款7.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、補正額としましては947万円の減額であります。

歳入それぞれの減額につきましては、当初予算において国民健康保険システム改修を計画いたしておりましたが、庁舎2階の電算室のホストコンピューターについては、2年後には切りかえの必要があり、こうしたことから、国保システムについて、現在の汎用型からパッケージ

タイプのウェブシステムのものを前倒しで導入することにより、情報課において一括契約するため、予算につきましても一般会計において歳入予算を計上するため減額するものであります。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお願いします。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額としましては1,197万円の減額で、その内容につきましては、歳入において説明させていただいたとおり、一般会計への組みかえにより、国民健康保険システム改修委託料を減額するものであります。

以上で、議案第49号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第50号 平成19年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成18年度の精算のための補正であります。

事項別明細書により、歳入から御説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いします。

款1.項1.支払基金交付金、目2.審査支払手数料交付金、補正額としましては6万8,000円の増額で、内容につきましては、平成18年度に係る審査支払手数料の不足分の精算交付であります。

款2.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.医療費負担金、補正額としましては1,544万5,000円の増額で、内容につきましては、平成18年度に係る国庫負担金の不足分の精算交付であります。

款3.県支出金、項1.目1.県負担金、補正額としましては10万7,000円の増額で、内容につきましては、平成18年度に係る県負担金の不足分の精算交付であります。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお願いします。

款2.諸支出金、項1.目1.償還金、補正額としましては517万1,000円の新規計上で、内容につきましては、平成18年度分としての支払基金交付金の超過交付に係る償還金であります。

項2.目1.繰出金、補正額としましては1,044万9,000円の新規計上で、ただいま御説明をしました支払基金の超過交付分と、先ほど説明しました国庫、県費等交付金の不足分を差し引いた合計不足分1,044万9,000円を平成18年度に一般会計から補っておりますので、その分を精算により一般会計へ繰出金として返却するものであります。

以上で、議案第50号 平成19年度大口町老人保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） これをもって、提案理由の説明を終了いたします。

散会の宣告

議長（宇野昌康君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは、議案精読のため休会とし、6月6日水曜日午前9時30分から本会議を再開し、議案に対する質疑を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、一般質問の締め切りは、あす6月5日の正午となっておりますので、時間厳守にてお願いいたします。

それでは散会いたします。御苦労さんでございました。

（午前10時23分）